

別表六（八）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）又は平成31年改正前の措置法（以下「平成31年旧措置法」といいます。）第42条の4第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「試験研究費割合の計算」の各欄は、当期が平成29年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度である場合（別表六（十一）「10」に金額の記載がある場合を除きます。）にのみ記載します。
- 3 「税 額 控 除 割 合
 $\frac{(10) \text{又は}(11)}{(5)=0 \text{の場合は} 0.085}$ 」¹² は、当期が平成31年旧措置法第42条の4第8項第4号に規定する設立事業年度である場合には、「0.085」と記載します。
- 4 「税 額 控 除 割 合
 $\frac{(13)、(14) \text{又は}(15) + ((13)、(14) \text{又は}(15)) \times (16)}{(19) \times ((0.25 \text{又は} 0.4) + (20))}$ 」¹⁷ は、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度にあつては「0.1又は」を消し、同年4月1日以後に開始する各事業年度にあつては「又は0.14」を消します。
- 5 「当 期 税 額 基 準 額」²¹ は、その適用を受け
る法人（当該事業年度終了の時ににおいて法第66条第6項第2号又は第3号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するもの、法第4条の7（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人及び株式移転完全親法人を除きます。）が平成31年4月1日以後に開始する事業年度において措置法第42条の4第2項各号に掲げる要件を満たす場合には、「0.25又は」を消し、その他の場合には「又は0.4」を消します。